

地球温暖化対策計画（案）パブリックコメント 意見提出

電機・電子温暖化対策連絡会

1. 再エネ等脱炭素電源アクセスの十分な確保 等

該当箇所

- はじめに（我が国の気候変動対策及びエネルギー政策をめぐる動向）

P.10、13～16行目、24～29行目

P.11、2～7行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

エネルギー・気候変動対策と産業政策の一体化・整合性において、安定・安価なエネルギー供給（脱炭素電源の十分な確保）の確実な実現を希望。DX による電力需要増、半導体等経済安全保障上の戦略重要物資の国内生産にも不可欠。

意見及び理由

・記載箇所の記述「主要国では、気候変動対策を産業政策と連動させながら、国内産業競争力を強化するための取組を強化...産業政策と一体化させながら取り組んでいく傾向が顕著となっている。」
「DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。...」「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、...S+3E の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。」は、極めて重要な認識。同様の記述は第7次エネルギー基本計画（案）の「Ⅰ.はじめに（P.4）」や「Ⅲ.3. DX や GX などの進展に伴う電力需要増加の可能性（P.11）」にも記載されており、エネルギー・気候変動対策と産業政策の一体化・整合性において、安価（国際的に遜色のない）・安定した品質のエネルギー供給（脱炭素電源の十分な確保）はその重要な柱となる。

・2050年ネットゼロの実現に向けて、移行を加速させるためにも高度且つ高効率な社会の基盤としてのDX推進（AIやデータセンター等）による電力需要増への対応、半導体などの経済安全保障上の戦略重要物資に係る国内生産の維持・拡大（競争力・成長）には、安価・安定した品質のエネルギー供給（脱炭素電源の十分な確保）は不可欠であるが、国際的に不透明な地政学的エネルギー情勢や我が国の地理的な供給制約等でのリスク、エネルギーコスト増の状況もある。再生可能エネルギー、原子力等脱炭素電源の最大限活用を具現化するためにも、移行期においてバランスのとれたエネルギー・ミックスの必要性があることを理解する。

・気候変動対策・脱炭素への国際政治や各国・地域の規制、投資家、顧客からの要求も更に高まっ

ている中で、国内に海外からの投資を更に呼び込むためにも、また、日本に拠点をもつ企業経営の持続可能性に、海外の顧客や投資家からの理解を高めるためにも、引き続き、日本のエネルギー・トランジション政策の堅実・着実性の国際的な発信並びに理解を得られることが大切となる。

該当箇所

● 第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割 3. 「事業者」の基本的役割

(1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施

P.29、18～19行目

● 第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策 A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(b) 企業経営等における脱炭素化の促進

P.34、18～19行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

新規追加性のある再生可能エネルギー導入（再生可能エネルギー由来の電源）拡大、並びにその利用を必要とする需要家のアクセスが十分確保されるよう、その取組方針を明記頂きたい。

意見及び理由

・国内外でサステナビリティ情報開示が義務化されつつあり、投融資や顧客・取引先からの脱炭素要請が益々強まっている。実際、経済安全保障上の戦略物質である半導体・電子部品等において、再生可能エネルギー100%での製造を取引条件とされるケースが生じている。こうした要請に直面する企業は、十分な量の再生可能エネルギーが確保できなければ、契約やファイナンスの確保に支障を来し、場合によっては生産基盤を再生可能エネルギーが豊富な国・地域へ移転せざるを得ない事態にも陥りかねない。主要な輸出品や重要物資の国内生産を確保する観点から、こうした産業を支える再生可能エネルギーへのアクセスを十分確保することが不可欠である。その際、追加性（新規性）等の要件を満たした再生可能エネルギーへの導入が問われており、実際、国際イニシアティブの RE100 は、企業の調達する再生可能エネルギーが原則運転開始 15 年以内であることを求めるようになった。

・電機・電子産業の各企業も CN に向けた事業変革や排出削減努力を推進しているが、これまでにない大きなチャレンジになっている。環境への適合は、産業競争力やレピュテーションリスクの観点からも大きな経営課題で、再生可能エネルギーの利用拡充は急務であることから、「新規追加性のある再生可能エネルギー導入（再生可能エネルギー由来の電源）拡大、並びにその利用を必要とする需要家のアクセスが十分確保されるよう」、その取組方針を明記頂きたい。

・なお、第6次エネルギー基本計画以降、需要家による非化石証書購入やオフサイト型 PPA 認可で

の支援措置等も講じられるようになったが、引き続き、関連して自己託送の容量制限、送電網接続時付帯設備に係る規制緩和等も進めて頂くことなどにも期待する。同時に、系統や自家発・PPA 等での再エネ電力利用やクレジット等に係る省エネ・温対法の排出量算定ルールも、解釈を含めて国際的な算定ルールへの整合も重要と考える。

2. 産業界の自主的取組

該当箇所

● 第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策 A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(a) 自主行動計画の着実な実施と評価・検証

P.33、5～11 行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

今後、GX 推進に基づく排出量取引制度も導入される中で、自主行動計画に係る政府の評価・検証に際しては、算定・検証・報告等に係る関連政策・制度との重複等も整理頂き、事業者負担が過大とならない実施を望む。

意見及び理由

・現時点でも、任意ではあるが GX リーグの ETS の他、法的な義務として、地球温暖化対策推進法の下で実施される SHK 制度並びに省エネ法定期報告もある。今後、GX-ETS が、GX 推進法の下で本格稼働（2026 年度以降）していく場合、適用対象企業には、目標設定や算定・検証・報告等の新たな義務が生じる。これらに関連する事業者にとっては、自社の PDCA としての算定・検証・報告ではあるが、各々異なる制度に合わせて対応が求められることは、多大な実務負担となる。

・さらに、グローバルに事業活動を実施している企業は、実際には、グローバル・サステナビリティ情報開示の一環として目標設定に伴う算定・検証・報告としてステークホルダーに開示しているため、国内外でのデータの切り分けが求められることについては、実務的な負担感も強い。

・以上を鑑み、自主行動計画に係る政府の評価・検証に際して、算定・検証・報告等に係る関連政策・制度との重複等も整理頂き、事業者負担が過大とならない運用や実施（負担軽減）を望む。

該当箇所

● 第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策 A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(a) 自主行動計画の着実な実施と評価・検証

P.33、5～11 行目

P.34、10～12 行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

P34（10～12 行目）の「...自主行動計画の位置づけ・あり方等について検討していく」について、現行の一律の枠組み・内容ではなく、業種特性に適切であり且つ柔軟なアプローチが許容される方向とすべき。

意見及び理由

・自主行動計画について産業界の削減対策の基盤としての重要性はあると認識するが、今後、GX-ETS のような個社単位の政策・制度導入（強化）、業種毎の特徴や事業構造の違い、それらの中長期的な変化を考えれば、少なくとも、これまでのように国内・業種別自主行動計画について P33 の①～⑦に示されているような一律の枠組み・内容で対応していくことに、その有意性を持たせていくことは難しい。

・ビジョンや目標、アクション等は、各々の業種・業界が、自らの事業構造やライフサイクルにおける環境影響のホットスポット、GHG 排出量の強度を鑑みて、社会的な説明責任や役割において独自に適切な取組を検討・対応をしていけば良く、今後は、柔軟なアプローチが許容される方向であることを望む。

3. 削減貢献量

該当箇所

● 第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 2 節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（2）その他の関連する分野横断的な施策

(g) GX 市場創造（GX 価値の見える化（カーボンフットプリント・削減実績量・削減貢献量等）

P83、18～22 行目、28～33 行目

P84、1 行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

G7 広島サミット・首脳コミュニケ並びに気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（産業脱炭素化アジェンダ）に明示された「削減貢献量」について、企業の社会課題解決力、金融等のファイナンスセクターにおける投融資や適格性判断等の有用な評価指標としての国際的な認知の進展に向けて、政府の継続的なフォロー・国際発信の重要性について追記を望む。

意見及び理由

・G7 広島サミット・首脳コミュニケ並びに気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（産業脱炭素化ア

ジエンダ) において、「ネットゼロ社会に向けた削減貢献量 (Avoided emissions) の適切な評価の必要性」が明示され、今後の取組みとして、「①企業のスコープ 1,2,3 削減の加速を阻害しない」、「②パリ協定 1.5 度目標への適合」、「③削減貢献の価値を評価し、GX 製品・脱炭素ソリューション実装の促進に向けて金融セクターからの投資を促す」、「④ISO や IEC 等による透明性のある国際的な算定ルール開発の必要性」が整理されている。このうち、国際的な算定ルールについては、先行して WBSCD (民間イニシアティブ) のガイダンスが発行され、さらに、ISO (ISO 14064-1 amd1) と IEC (IEC 63372、日本提案・国際主査と幹事を日本の電機・電子業界が担う) の国際規格についても 2025 年には発行される。

・また、削減貢献量について、GX リーグでは金融セクターにおける削減貢献量の評価ガイダンスも発行され、毎年開催される気候変動枠組条約・締約国会議 (COP) でも、政府において、経済産業省と WBSCD 等による国際的なサイドイベントを企画・開催して頂くなど、同評価の重要性や算定ルール等の活動のモメンタムが維持されるように尽力頂いている。2050 年ネットゼロ実現に向けた移行期において、イノベティブな GX 技術の社会実装を早期に促すためにも、「削減貢献量」は企業による社会課題解決力、金融セクターによる投融資判断・適格性評価の有用な指標であると認識しているが、ともすると、G7 も各国持ち回りで開催される中で、アジェンダ設定等での関心度に差が生じてくるかもしれない。

・G7 や COP の場での発信は国際的な認知醸成に極めて重要と考えており、繰り返し、アジェンダのフォローや国際発信において政府のサポートが継続的になされることを要請する。

4. 省エネ 他

該当箇所

● 第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 2 節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

⑤ 代替フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF6、NF3)

○代替フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF6、NF3) 対策

P.67、24～27 行目

意見の概要 (意見が 100 字を超える場合は、概要 (100 字以内) も併せて提出ください。)

「排出抑制に資する設備導入補助など」について、当該の代替フロン等 4 ガスを保有する設備からより環境負荷の低い「低 GWP ガス機器・設備」への更新や導入に対する補助などの支援も含まれると解釈し、賛同する。

意見及び理由

意見及び理由

・解釈が異なる場合、受変電設備含む既存のガス設備の更新についても、「低 GWP ガス機器・設備」への更新や導入に対する補助などを支援する措置についても、今後、検討する旨を補記頂きたい。

5. 我が国の温室効果ガス削減目標

該当箇所

●第2章. 第1節 我が国の温室効果ガス削減目標

P.19、5～8行目

意見の概要（意見が 100 字を超える場合は、概要（100 字以内）も併せて提出ください。）

・フォアキャスト及びバックキャストの両面から評価された中で、直線的な削減経路に整合的な内容（2035 年度 60%、2040 年度 73%減）が新たな目標として提示されたことについて妥当と考える。

意見及び理由

・国際的に不透明な地政学的エネルギー情勢や我が国の地理的なエネルギー供給制約等でのリスクや昨今のエネルギー価格高騰及びコスト増の状況、さらに、はじめに（我が国の気候変動対策及びエネルギー政策をめぐる動向）に言及されている極めて重要な課題「主要国では、気候変動対策を産業政策と連動させながら、国内産業競争力を強化するための取組を強化～産業政策と一体化させながら取り組んでいく傾向が顕著となっている。」「DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。～」「脱炭素化に向けた取組の実行にあたっては、～S+3E の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。」への対応と、パリ協定の国際的な長期目標（1.5℃実現）への整合という両面を鑑みて、政府がその意思を持って推進する計画として、妥当と考える。

・なお、めざす目標の数値は、フォアキャスト及びバックキャストの両面から評価されたものということであり、将来的に予測を超える社会の諸状況の変化も想定される中では、都度、適切な見直しも必要。パリ協定では、当初から、NDC についての定期的な見直しが要請される枠組みであることも鑑み、不確実性がある中での目標を検討するプロセス、要素なども予め何らかの原則を決めておく必要があると考える。

・また、堅実且つ着実に達成していくために、少なからず国民各層への様々な負担は避けられないことでもあり、地球温暖化対策計画という枠に留まらず、社会全体の変革という観点で、政府においては国民各層に向けて丁寧に説明されていくことが肝要と考える。

(以上)